

## 資料提供

(県 政)

提供年月日：令和3年（2021年）10月6日 13:00

所属名：滋賀県特定家畜伝染病対策本部  
総務調整班総務係

担当者名：森川、内本（農政水産部）  
伊藤、苧坂（防災危機管理局）

電話(内線)：077-528-3861, 3862

### 豚熱が疑われる事例の確認について

#### 1. 農場の概要

所在地：近江八幡市

飼養状況：約1,400頭

#### 2. 経緯

- (1) 10月5日11時15分、当該農場から家畜保健衛生所に対し、飼養豚の削瘦、複数頭の死亡、元気消失等豚熱を疑う症状がみられる旨の通報がありました。
- (2) 同日、家畜保健衛生所が現地調査を行うとともに、家畜保健衛生所で遺伝子検査を行ったところ、豚熱陽性となったため、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、現在、農林水産省で精密検査を実施しています。

#### 3. 疑い事例をうけての対応

- (1) 緊急の措置として検査結果が判明するまでの間、以下の対応を実施します。
  - ①当該農場における移動の自粛の要請
  - ②当該農場周辺の飼養農場の状況等についての早急な把握
- (2) 滋賀県特定家畜伝染病対策本部の設置
- (3) 今後、豚熱の患畜と判定された場合には、飼養豚の殺処分、死亡豚・汚染物品の埋却等必要な防疫措置を実施します。

#### 4. その他

- (1) 豚熱は豚、イノシシの伝染病で、人に感染することはない、感染豚の肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。
- (3) 特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いいたします。